

快適で安全な街をめざして、公益財団法人 大阪府都市整備推進センターの取り組み情報をお届けします。

大阪の まちづくり

Vol. **26**
2021年9月



- 中期経営計画
- 土地区画整理事業
- 密集市街地のまちづくり活動支援
- 府内のまちづくり活動支援
- 市町村技術支援事業
- 阪南2区埋立造成事業
- 大阪北摂霊園事業
- 地区センター事業 / 近隣センター事業
- 公共空間を生かした駐車場のご紹介
- まちづくりの輪

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター

CONTENTS

- 中期経営計画 2
新たな中期経営計画を策定
- 土地区画整理事業 4
土地区画整理事業の支援
- 密集市街地のまちづくり活動支援 8
大阪府密集市街地整備方針の改定(令和3年3月)
密集市街地サポート助成
- 府内のまちづくり活動支援 12
まちづくり活動支援制度
- 市町村技術支援事業 14
市町村道路施設点検等支援事業
市町村職員技術研修会
- 阪南2区埋立造成事業 18
阪南2区のまちづくり事業
鳥たちの国際空港・阪南2区人工干潟とその周辺
- 大阪北摂霊園事業 22
大阪北摂霊園
- 地区センター事業 / 近隣センター事業 24
千里・泉北ニュータウン生活利便施設の管理
- 公共空間を生かした駐車場のご紹介 26
- まちづくりの輪 27
賛助会員のご紹介
- 公益財団法人
大阪府都市整備推進センターのご案内 裏表紙



『まちづくりの 新たな中期経営』

(一財)大阪府タウン管理財団との統合を契機に、幅広い

計画の位置づけ

- 1 目的 幅広いノウハウを融合的に活かして府域のまちづくりの進展に貢献する
- 2 期間 令和3年度～7年度

法人運営の2つの理念

1 新法人がめざす事業理念

府や市町村等との連携により、
様々な都市的課題の解決に貢献する
『まちづくりの総合コーディネート財団』をめざす

5つの方向性

- 大阪府施策の補完・代行的役割を果たすまちづくり
- 市町村への技術支援によるまちづくり
- 住民・顧客ニーズに柔軟に対応したサービスを提供するまちづくり
- まちづくりの技術力・ノウハウ、マンパワーの蓄積と発揮
- まちづくりを通じた地域の活性化



2 新法人がめざす経営理念

法人経営の指標(バロメーター)である正味財産を
維持する好循環の実現

事業実施

- 収益の安定的確保・拡大
- 公益目的事業及びその他事業の赤字の縮減

収益事業繰入可能額 >

公益目的等事業赤字額

収益による

- ・特定資産の復元
- ・公益目的事業への繰入れ

正味財産

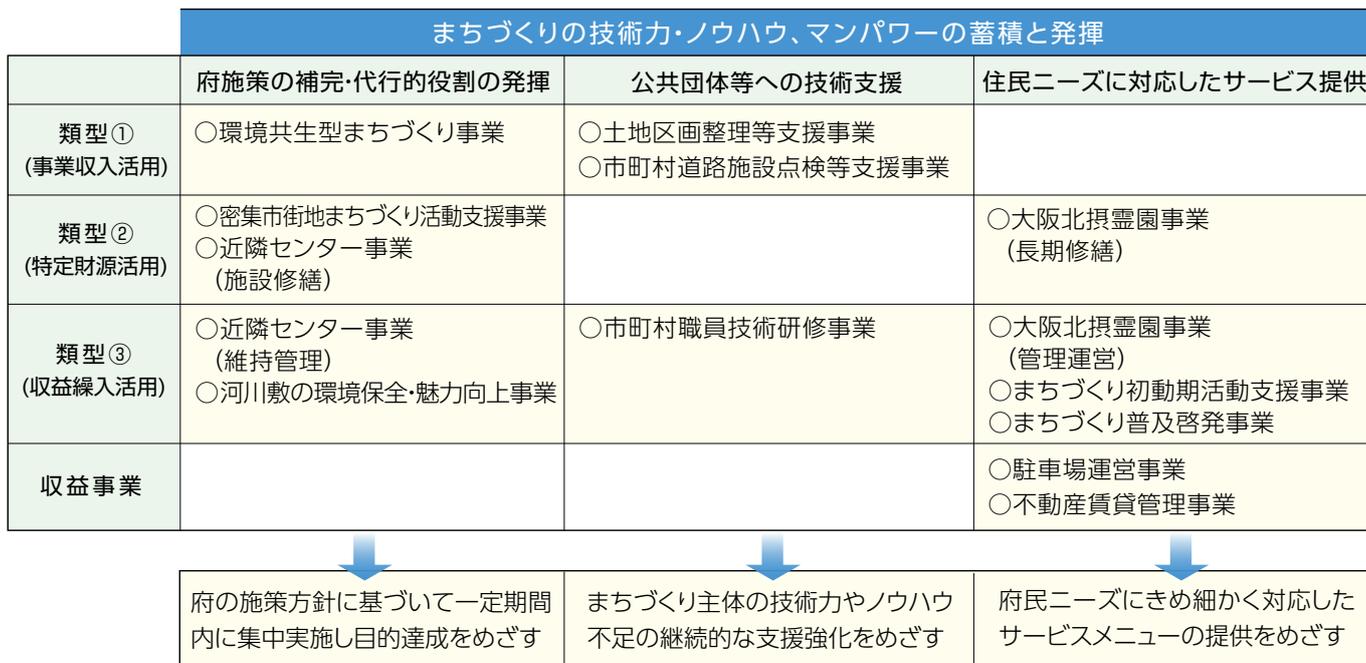
公益目的事業に必要な財産の維持

総合コーディネート財団』をめざす 計画を策定しました

ノウハウを活かし、府域のまちづくりに貢献するため、今年7月新たな中期経営計画を策定しました。

計画の目標

- 1 事業目標** 「まちづくりの総合コーディネート財団」の実現に向けた「5つの方向性」に沿い、個別事業が持つ特性を活かしながら効率的・効果的な事業推進に取り組む。



2 経営目標 (財務運用の目標)

目標指標	目 標	設定趣旨
正味財産額	令和2年度決算における額をゴーイングコンサーン上必要な額として計画期間中維持する	事業実施のベースとなる正味財産(自己資本)を維持することで財務基盤の安定性を確保する
管理経費額	令和2年度を基準として計画期間中縮減に努める	管理費(法人管理部門経費)の増高を抑えることで効率的な経営を確保する

事業を支える運営体制

- 1 有為な人材の確保と育成**
・「年次別職員配置計画」に基づく計画的な職員採用、資格取得奨励等を通じた職員の能力・技術力向上を図る
- 2 簡素で効率的な組織体制の構築**
・職員配置数の上限設定、管理経費の指標設定等を通じた経費の増高抑制を図る
- 3 府・市町村、事業協力者(民間企業等)との連携強化**
・効果的な事業展開を実現するための府・市町村・民間パートナーとの連携を強化する

おわりに - 自主自律の法人をめざして -

大阪府の補完・代行的な役割の低減等センターの事業内容・構造が大きく変化する中、府の関与に頼らず、事業の企画立案から実行に至る自己完結的な法人運営を実現し、多様な都市的課題の解決に主体的に取り組める体制を整えていく。



土地区画整理事業の支援

当センターでは、幹線道路沿道や鉄道駅周辺・既成市街地など計画的なまちづくりが求められる地域を対象に、まちづくりの実現化に向けた調査、計画立案をはじめ、まちづくりの合意形成や事業化の検討について専門的・技術的な立場から行政や地元まちづくり組織等を支援するとともに、土地区画整理事業が立ち上がった地区においては、換地計画・設計、実施設計、工事積算及び土地区画整理組合の運営、事業全体の包括的なマネジメントなど、技術力とノウハウを活かし、行政、土地区画整理組合、業務代行者等を総合的に支援しています。

令和3年度は吹田市佐井寺西地区など19地区で支援を実施しており、大阪府域のまちづくりの推進に寄与しています。

このように支援を行った地区の中で、今回は令和2年9月に竣工いたしました大阪府寝屋川市の打上高塚町土地区画整理事業などについてご紹介いたします。

街路事業と一体的かつ効果的に取り組むまちづくり

～打上高塚町土地区画整理事業～

事業の概要

本事業地区は寝屋川市の東部に位置しています。JR寝屋川公園駅と第二京阪道路を結ぶ、鉄道駅につながる都市計画道路寝屋川公園駅前線(全線約790m)のうち未整備区間約420mを土地区画整理事業と街路事業により整備を行いました。

打上高塚町土地区画整理事業の特徴としては、2地区にまたがる飛び施行区域であること、もう一点は事業費に対する交付金の割合が5割を超える比較的補助金の割合が高い事業であるということでした。



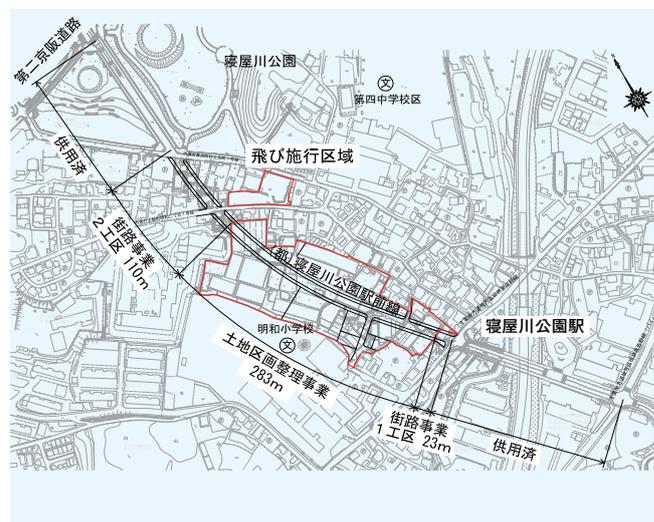
施行区域について

本事業区域の設定は右図のとおり、令和2年9月末の全線供用開始を目標に土地区画整理事業と街路事業が同じ目標に向かって一体的かつ効果的に取り組む事業となっています。

建物移転補償費を抑制する目的で居宅部分は街路事業で整備し、居宅を除く空閑地を土地区画整理事業区域として設定いたしました。

また、近接の市遊休地を土地区画整理事業地区として組み合わせることで、街路事業により移転していただく権利者には、土地区画整理事業により整形化された良好な宅地を代替地として確保することができました。また、この都市計画道路の供用を見込み高度利用を可能とした用途地域の見直しが行われたことから、市有地を駅前近くに換地し、将来的には寝屋川公園駅前にふさわしい高度活用が図ることができる宅地とすることを目的に2つの区域にまたがる飛び施行区域を設定し、土地区画整理事業の認可をいただきました。

■ 都市計画道路の事業区分図



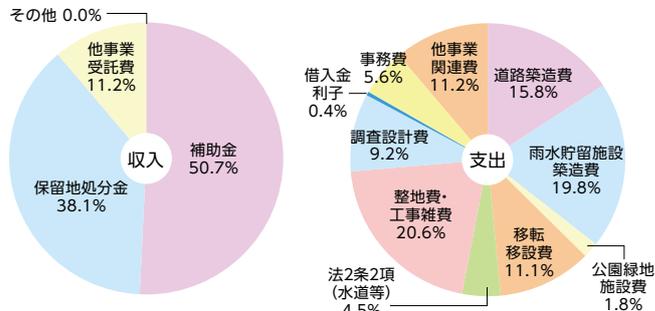
交付金について

もうひとつの特徴である交付金については、土地区画整理事業区域を縦断する都市計画道路に係る用地費・補償費・築造費を限度額とする組合等土地区画整理事業補助のほか、寝屋川流域による雨水貯留施設の築造、区画道路や公園の整備費を上限とする都市再生区画整理事業補助の両方を取得することで、施行区域内だけで(他事業受託費を除く)57%を超える収入を交付金とする資金計画を立てることができました。

これにより地権者への負担軽減を図ることができましたが、一方では交付金が年度ごとに計画的に交付されなかったことによる工事のやりくりに苦労する場面もありました。

しかし、寝屋川市の支援と業務代行者の工事調整等により事業期間通りに、竣工を迎えることができました。

土地区画整理事業の収入と支出



まちびらき

このように打上高塚町土地区画整理事業では、事業区域の設定や資金計画など街路事業とお互いに協力しあいながら計画立案し事業を進めることで、予定通り令和2年9月18日に解散認可を受けることができました。また、都市計画道路寝屋川公園駅前線につきましても、令和2年9月30日にJR寝屋川公園駅と第二京阪道路を結ぶ全線において供用開始することができました。

土地利用状況図にもありますように、JR寝屋川公園駅前という立地条件を活かし、高層マンション(令和3年12月入居予定)や戸建て住宅(令和3年4月分譲)のほか、都市計画道路寝屋川公園駅前線を軸に、総合病院(令和3年7月開院)を核として日常買い回りができるスーパーマーケットやドラッグストア(開業済)を一括業務代行者(鹿島道路(株)・株前田組JV)の

協力により誘致し、まちびらきを迎えることができました。

さらに、南側に隣接する明和小学校は、令和5年度に小中一貫校に移行されます。これに伴い、通学路となる周辺の既存道路では拡幅事業などの安全対策がなされ、より安全・安心でかつ快適なまちづくりが促進されていきます。

徒歩圏内には緑あふれる府営寝屋川公園も立地しており、若い世代が安全に学び・憩い・行き交う、寝屋川市の新たな玄関口になることが期待されています。

結びに、打上高塚町地区の組合員をはじめ、事業に関わったすべての方々に多大なるご協力を賜り、感謝の意を表します。また今後も打上高塚町地区の益々のご発展とともに、関係者の皆さま方のご多幸を祈念申し上げます。

土地利用状況図





土地区画整理事業の支援

広域交通ネットワークを活かしたまちづくり ～藤井寺市津堂・小山地区にてまちづくり協議会設立～

藤井寺市の北西部に位置する津堂・小山地区は、地区を縦断する都市計画道路八尾富田林線の事業再開を受け、地権者の方々とまちづくりを地域で取り組むことの必要性について話し合いを行ってきました。そして、令和2年7月に「津堂・小山地区まちづくり協議会」が設立されました。

令和2年は、地権者へのアンケート調査や役員による基本構想案の策定、税務講習会等を行い、今後は優れた立地ポテンシャルを活かしたまちづくりを実現するため、民間企業のノウハウ等を活用し、まちづくりの具体化を図っていく予定です。

地権者をはじめ、関係者の新たな取り組みが大きな花を咲かせ、実りある素晴らしいまちとなることを祈念申し上げます。



～北島東第2地区にて本組合設立～

広域幹線道路である第二京阪道路沿道で新たに北島東第2土地区画整理組合が令和3年3月に設立されました。当地区は門真市南部に位置し、平成30年度に完成した北島東土地区画整理事業に隣接した面積約2.3haの地区です。一括業務代行者に大和ハウス工業(株)を迎え、令和5年度の完成を

めざされています。土地利用計画としては第二京阪道路の広域交通ネットワークを活かした物流施設の立地が予定されています。隣接する北島東地区の物流施設と合わせ、門真市の新たな物流拠点が誕生します。今後、当該事業が円滑に進捗し、無事に完遂されることを心より祈念致します。



～^{やま だい}岸和田市山直北地区にてまちづくり研究会設立～

当地区は、広域幹線道路である都市計画道路泉州山手線と幹線道路である磯之上山直線との交差点を中心とした地区で、対象面積は約27haあります。また阪和自動車道の岸和田和泉I.Cにも近接しており、交通利便性に優れた立地ポテンシャルを有しています。

今後、泉州山手線の整備、公共交通の導入、拠点の整備等々により、交通利便性がますます高まることから、良好な環境を保全しつつ優れた交通利便性を活かして地域活性化が図れるよう、生活や産業等の拠点として必要な機能を適切に配置したまちづくりを目指し、令和2年11月「山直北地区まちづくり研究会」が発足しました。当該まちづくりが地権者をはじめ関係各者のご尽力により結実することを心より祈念致します。



information お知らせ

第37回大阪府まちづくり功労者感謝状を贈呈しました

大阪府は、府民の皆様の創意と工夫を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、地域のまちづくりに積極的に取り組み、顕著な貢献をされた方々に知事感謝状を贈呈し、感謝の意を表しています。

令和2年度は、寝屋川市打上高塚町土地区画整理組合など4団体に、感謝状を贈呈しました。

感謝状を受けられた方々(順不同・)内は推薦団体)

- ・ 新千里北町2丁目住宅自治会(豊中市)
- ・ 寝屋川市打上高塚町土地区画整理組合(寝屋川市)
- ・ 枚方市・交野市茄子作南土地区画整理組合(枚方市・交野市)
- ・ ゆめみヶ丘岸和田まちづくり協議会(岸和田市)





大阪府密集市街地整備方針の改定(令和3年3月)

～著しく危険な密集市街地の早期解消と安全・安心で魅力あるまちづくりに向けて～

大阪府 住宅まちづくり部 建築防災課

はじめに

大規模な地震に備えて、老朽化した木造住宅が集積する密集市街地の防災性の向上は緊急の課題です。

大阪府では、平成26年3月に「大阪府密集市街地整備方針」を策定し、令和2年度末までの「地震時等に著しく危険な密集市街地(以下「危険密集」という。)」7市2,248haの解消に向け市・都市整備推進センター等と連携し取組みを進めてきました。さらに、平成30年3月には整備方針を改定し、解消に向けた事業のスピードアップを図った結果、まちの安全性は着実

に向上していますが、全域の解消には至りませんでした。

このため、府では、令和2年度に学識経験者のご意見をいただきながら、これまでの取組みの検証、国が示した新たな安全性評価方法の適用、今後の密集市街地対策の検討等を行い、令和3年3月に整備方針を改定しました。

本稿では、改定後の「大阪府密集市街地整備方針」の概要についてご紹介します。

著しく危険な密集市街地の解消状況

国から密集市街地の新たな安全性評価方法として、危険密集の評価範囲をより適切に分割し評価すること、及び延焼危険性の評価指標を燃え広がりやすさを示す「想定平均焼失率」に統一することが令和2年7月に示されました。

国の考え方を踏まえ、府及び市では、危険密集の評価範囲

をより適切に分割するとともに、延焼危険性の評価にあたっては、可能な限りGIS(地理情報システム)を用いて、市街地の状況をきめ細かく評価しました。その結果、令和2年度末時点で危険密集2,248haのうち、1,234haが解消※し、1,014haが未解消となりました。【図1】

※危険密集の解消のための整備水準は、延焼危険性については想定平均焼失率を23%未満とすること、避難困難性については地区内閉塞度を5段階中の1又は2とすることとしています。

全域の解消に至らなかった主な要因

1 老朽建築物等の除却費補助や地区公共施設の整備等の事業が計画通り進まなかった

狭小敷地や狭あい道路に面するなど建替え等が困難な敷地や、居住者の高齢化、木賃住宅等の借家人の移転に要する負担、権利関係の複雑さなどにより、除却が進みにくい場合があります。また、拡幅予定道路の沿道建物の建替え時に所有者の協力を得て、用地を買収する「待ち」の手法で事業を進める路線が多くあったため、事業が計画通り進みませんでした。

2 事業を契機とした建替えが想定を下回った

上述 1 の事業を契機として、除却跡地への建物の建設や拡幅道路沿道の建替えが促進されると見込んでいましたが、想定を下回りました。

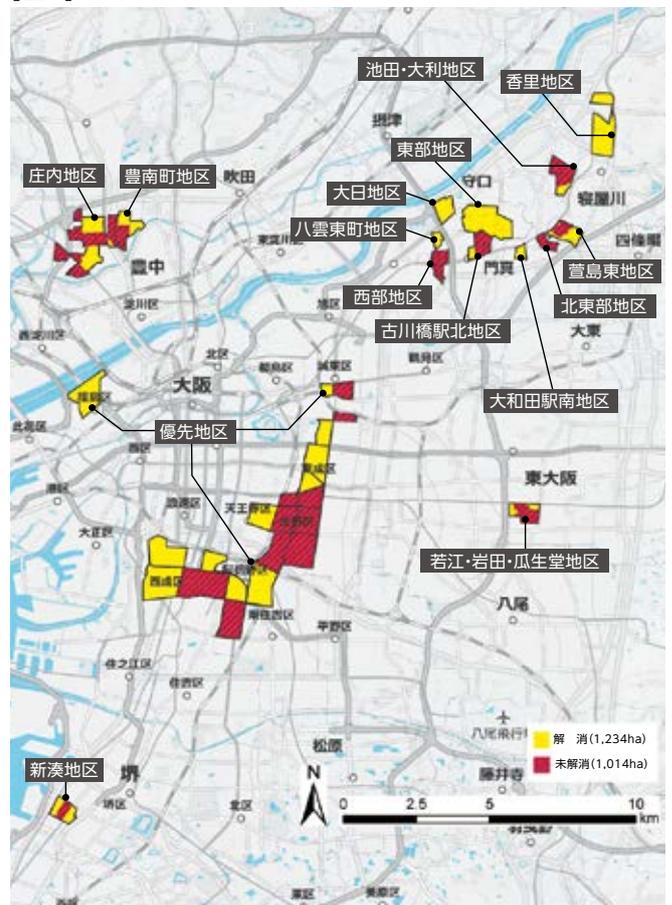
3 新たな防火規制の導入の遅れ等により小規模建築物の不燃化が進まなかった

2階建て住宅等の小規模建築物の不燃化を図る防災街区整備地区計画等の導入が遅れた地区や未導入の地区では、小規模建築物の不燃化が進みませんでした。

4 民間による自然更新等が想定を下回った

これまでの建替えトレンドや今後見込まれる民間開発による改善を見込んでいましたが、狭小敷地が多いなどの密集市街地特有の課題や人口減少などの社会情勢の影響が大きく、想定を下回りました。

【図1】

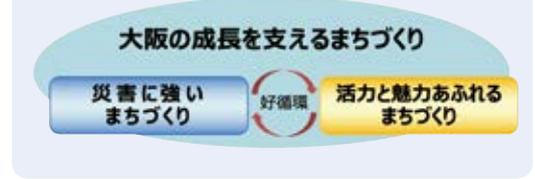


今後の密集市街地対策の基本的な方針

〈まちづくりの基本目標と展開の方向性〉

大阪の成長を支えるまちづくりをめざし、「災害に強いまちづくり」と「活力と魅力あふれるまちづくり」の両輪で取組みを展開します。【図2】

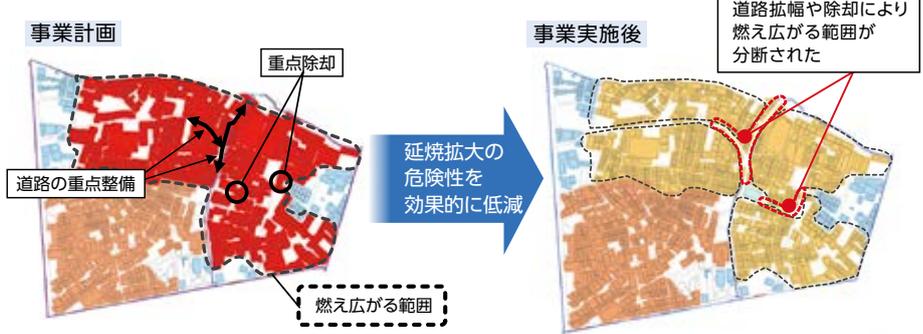
【図2】



〈著しく危険な密集市街地の解消目標〉

危険密集を早期かつ確実に解消する観点から、危険密集2,248haについて、
1) 令和7年度末までに9割以上を解消
2) 令和12年度末までに全域を解消
の目標を設定します。

【図3】



〈今後の密集市街地対策のポイント〉

- 危険密集を確実に解消するため、GISを用いて延焼危険性を効果的に低減できる箇所を特定し、道路整備や老朽建築物の除却等を積極的な事業手法により強力に推進します。【図3】
- 切迫化する大規模地震に備え、地域特性に応じた防災活動が円滑に実施されるよう地域への支援を強化します。
- 危険密集の解消後も見据え、民間主体による安全・安心で、魅力あるまちづくりが進む環境整備を推進します。

具体的な取組み

これまでの取組みを拡充・強化するとともに、取組みの柱を従来の「まちの不燃化」、「延焼遮断帯の整備」、「地域防災力の向上」、「暮らしやすいまちづくり」の4本柱から、「まちの防災性の向上」、「地域防災力のさらなる向上」、「魅力あるまちづくり」の3本柱に整理し、取組みを進めます。

まちの防災性の向上

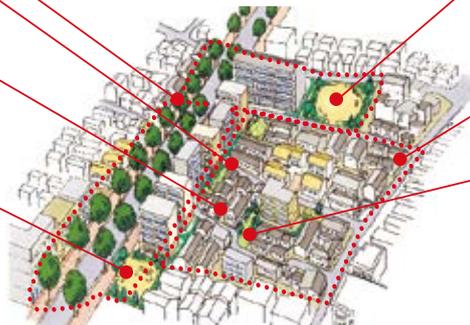
- 延焼遮断帯の整備
- 延焼危険性を効果的に低減する
 - ・地区内道路等の重点整備
 - ・老朽建築物の重点除却
- 老朽建築物の除却、建替えの促進、防火規制の強化
- 避難路や公園・防災空地の整備

地域防災力のさらなる向上

- まちの危険性の一層の「見える化」
- 地域特性に応じた防災活動への支援強化
- 多様な主体と連携した防災啓発

魅力あるまちづくり

- まちの将来像の検討・提示
- 道路等の基盤整備、整備を契機としたまちづくり
- 民間主体による建替え等が進む環境の整備
 - ・狭小・接道不良敷地の解消
 - ・空家・空地の活用、優良宅地形成
 - ・地籍調査等の推進
 - ・様々な分野の専門家の連携体制の構築
- 地域ニーズに応じた空地の柔軟な活用による「みどり」の創出



おわりに

密集市街地のまちづくりでは、地域住民、民間事業者、行政や都市整備推進センター、その他関係機関などの様々な関係者がそれぞれの適切な役割分担に基づき、相互に連携し取組みを進めることが重要です。

府や市、都市整備推進センター等が緊密に連携し、著しく危険な密集市街地の早期解消と、安全・安心で魅力あるまちづくりに取組みます。

※大阪府密集市街地整備方針についての詳しい内容は、大阪府ホームページをご覧ください

ホームページ：http://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/misshu/misshu_hoshin.html



密集市街地サポート助成

大阪府の整備方針の改定を受け、当センターでは令和3年4月から密集市街地サポート助成を強化しました

密集市街地の改善に向け、文化住宅等所有者等のために各種支援をご用意しております。

文化住宅等を
何とかしたいと
お考えの方

建替え等相談支援

建て替えに限らず、
土地活用や売却等について広く相談を
お受けします

専門家の派遣が必要とセンターが認めた場合、その費用はセンターが負担します。(助成額には上限があります)



文化住宅等の
建替えを
お考えの方

建替え検討支援

建替えプランの提案を
行います

建替えプランの提案を行い、
必要な場合はコンサルタントを派遣し、その費用はセンターが負担します。(助成額には上限があります)



文化住宅等の
売却を
お考えの方

文化住宅等売却支援

支援を
拡充

文化住宅等の売却時の
費用の一部を助成します



助成対象（住宅事業者を除く）

文化住宅等を除却し、除却後の跡地を売却する土地所有者、又は文化住宅等付きで土地を売却し、購入者が除却する場合の売却を行う土地所有者

助成内容

売却に係る諸費用(売買手数料・登記費用・測量費用等)の一部を助成します。

《対象となる建築物》

- 文化住宅等：売却する一般文化住宅等の敷地面積あたり3,000円/㎡で90万円/件を限度に助成します。
- 特定建築物：除却により延焼防止の効果が大きくなる建物については、売却する特定建築物の敷地面積あたり5,000円/㎡で150万円/件を限度に助成します。

密集市街地で
活動される
自治会等を応援
します

密集市街地 地域活動支援

密集市街地内の自治会等での「まちづくり活動」や「感震ブレーカーの設置活動」を支援します

●まちづくり活動

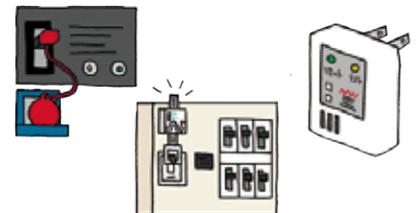
[助成対象] 会議資料の作成や専門家の派遣、調査活動等センターが必要と認めた活動
[助成内容] 1団体の助成期間3年間までで総額50万円を限度に助成します。

●感震ブレーカーの設置活動

- 地震で発生する火災において最も多い原因は電気による火災です。電気火災対策には、感震ブレーカーが効果的です。
- 設置についての自治会等への説明会も当センターで行っております。

[助成対象] 密集市街地内の自治会等が加入世帯の概ね5割以上の世帯へ感震ブレーカーを購入・設置すること
※自治会エリアの範囲の設定については、当センターにご相談ください。

[助成内容] 購入費・設置費の金額以内で2千円/戸を限度とします。



※文化住宅等:古くなった文化住宅や木賃アパートのような木造の共同住宅、木造の長屋、木造の重ね建て住宅
※令和3年度から令和7年度までの特別な支援です。今後、支援の内容が変更になる場合があります。

令和3年度～令和7年度
限定の特別な支援です

各種支援を希望される方・支援の詳しい内容は、ホームページをご覧ください。当センターまでお問い合わせください。

隣地統合による宅地形成をお考えの方

隣地統合支援

新たな支援です

隣地を統合して宅地形成を行う所有者を支援します



助成対象

利用困難な未接道や狭小等の隣地を取得して宅地拡大を行う土地所有者。隣地の土地所有者が、支援を受ける者の2親等以内の直系家族、または支援を受ける者の配偶者の2親等以内の直系親族は対象外となります。

助成内容

- ①測量・明示費用②登記費用③不動産取得に係る仲介手数料④隣地所得者調査等に係る弁護士等の委託料
- 上記①～④合計の必要費のうちの1/2を、50万円を限度に助成します。

※隣地取得後、空き地コモンズ整備支援事業など公共性が高く地域に貢献する利用とセンターが認めた場合は、隣地取得額の10%を追加で助成します。但し、50万円/件を限度とします

当面利用のない土地を有効活用したいとお考えの方

空き地コモンズ整備支援

支援を拡充

広場や緑地等、地域住民のための共用スペースとして土地を活用する際の整備費・改修費・管理費の一部を助成します



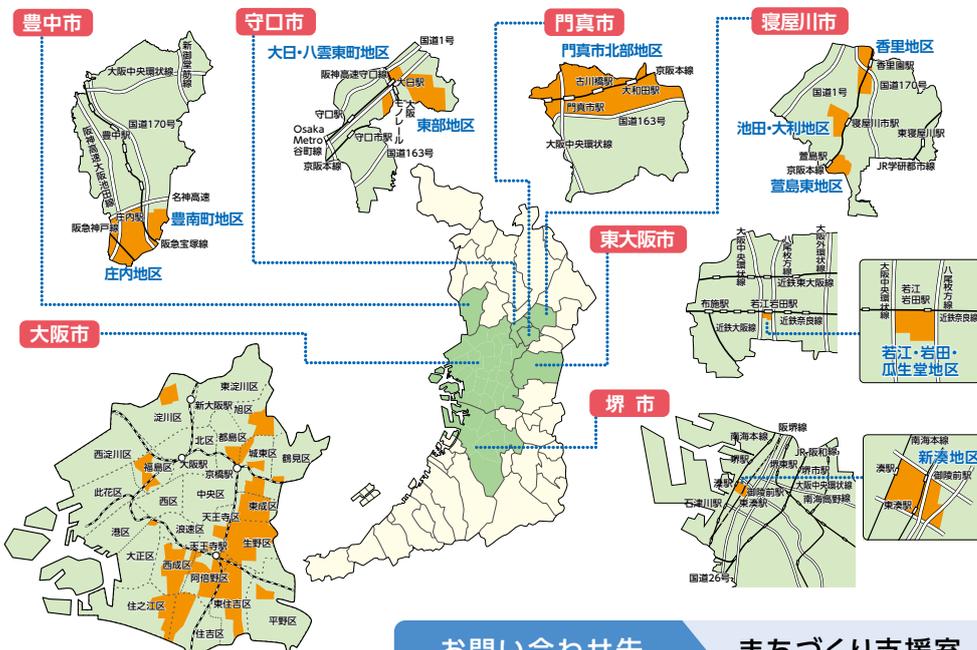
助成対象

- ①当面利用のない土地を地域住民のための地域の共用スペースとして利用するために整備・改修・管理する土地所有者
- ②当面利用予定のない土地を借り受け、地域住民のための共用スペースとして利用するために整備・改修・管理する自治会等

助成内容

- 土地の整備に係る費用を150万円/ヶ所を限度に助成します。
- 土地に隣接する建物を改修して一体的に利用する場合には、その改修費及び維持管理に必要な備品等費用の一部を150万円/ヶ所を限度に追加で助成します。
- 管理に要する費用として年2万円/ヶ所を助成します。なお、第三者に管理の一部を委託する場合は年10万円/ヶ所を限度に加算します。

支援対象地区



各住宅市街地総合整備事業区域内の指定された町目に限ります。なお、守口市八雲東町2丁目の高度利用区域内は除きます。

所在市	地区名
堺市	新湊
豊中市	庄内、豊南町
守口市	東部、大日・八雲東町
門真市	門真市北部
寝屋川市	萱島東、池田・大利、香里
東大阪市	若江・岩田・瓜生堂
大阪市	整備事業区内の指定された町目に限る

※対象物件が区域内にあるかご不明な場合は、下記までお問い合わせください

お問い合わせ先

まちづくり支援室 まで

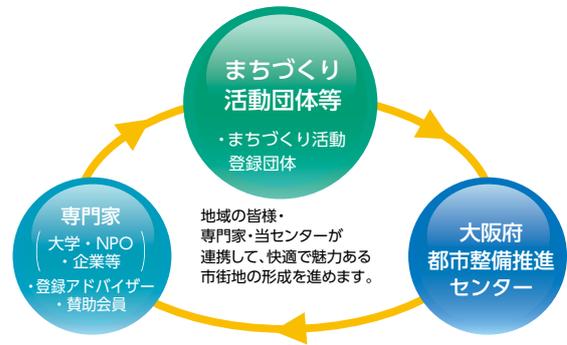


まちづくり活動支援制度

～まちづくり初動期活動サポート助成 & まちづくりアドバイザーの派遣～

当センターは、地域住民が主体となったまちづくり活動への支援を通じて、快適で魅力あるまちづくりに役立ちたいと考えております。

まちづくりのノウハウなど専門的知識の不足といった課題を抱えるまちづくりの初動期段階にある地域団体等に対して、当センターが専門家と連携して、まちづくりに関する相談、助成、情報提供などの支援を行います。



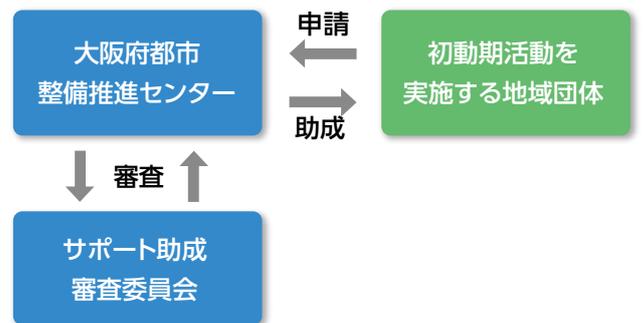
まちづくり初動期活動サポート助成

地域住民が主体となった、まちづくりの意識啓発段階からまちづくり構想作成等の段階までの活動に要する費用の一部を助成します。(原則年1回募集)



《助成対象活動》

- 土地区画整理・市街地再開発・道路整備・公園整備等の「街の形づくり」をめざした活動
- 地区計画・建築協定・緑化協定などの「ルールづくり」をめざした活動
- 防犯、防災、バリアフリーなどの「安全・安心なまちづくり」をめざした活動
- 良好なまちなみ・景観の保全、生活道路整備などの「良好な住環境の保全・住環境の改善」をめざした活動
- 空き店舗の活用やポケットパークの整備などの「街なかの再生」をめざした活動
- 交通渋滞の解消や交通安全対策などの「交通環境、交通問題の改善・解消」をめざした活動など
- 大阪府及びその周辺を含めた各まちづくり活動につながる広域連携型のまちづくりをめざした活動
- 商店街の活性化、地域資源の掘り起こし等の賑わいづくり活動で、府や市の計画の位置づけがあり、地域の活性化・魅力向上につながる活動



《助成内容》

活動内容に応じてどちらかのメニューを選択します



《助成の実施状況》 平成14年度から令和3年度(7月末現在)までに府内34市町村にわたり102団体に助成しています。

令和2年度に助成を行った活動

団体名	活動内容	実施助成
山直北地区まちづくり勉強会 世話役会	土地区画整理事業によるまちづくりの実現をめざした活動	はじめの一步
道明寺駅周辺 まち整備協議会	駅周辺地区の整備によるまちづくりの実現をめざした活動	はじめの一步
橋本地区の活性化・発展促進委員会	土地区画整理事業によるまちづくりの実現をめざした活動	初動期活動
恵我之荘まちづくり協議会	道路、駅周辺整備に合わせて地域住民が望む安全安心、快適で賑わいのあるまちづくりをめざす取り組み	初動期活動
家具町まちづくり協議会 準備会	良好な地域環境づくりや敷地の活用、まちづくりに向けたルール作りをめざす	初動期活動
茄子作地区まちづくり検討会	土地区画整理事業によるまちづくりの実現をめざした活動	初動期活動
高田地区美しいまちを考える会	土地区画整理事業によるまちづくりの実現をめざした活動	初動期活動
JR高槻駅南地区の今後のあり方に関する検討会	JR高槻駅南地区の再々開発を目的とした取り組み	初動期活動
金剛第3住宅建替え検討委員会	老朽化した団地型マンション(分譲)の再生を図るため、先進事例の研究と住民等の合意形成をめざす取り組み	初動期活動
淀川沿川・三川合流域協議会	観光連携による持続可能なまちづくりの推進・合同イベント連携事業への取り組み	初動期活動
淀川沿川・中流域協議会	収益循環・エコツーリズム創出・減災を基に魅力的なまちづくりをめざす取り組み	初動期活動
彩都東部地区D区域まちづくり協議会	土地区画整理事業によるまちづくりの実現をめざした活動	初動期活動

まちづくりアドバイザー派遣

まちづくりの専門家をまちづくり活動団体の勉強会などの場へ派遣する支援制度です。まちづくりに関する指導や助言を行います。(随時受付)

・派遣に要する費用(限度3万円/回)を当センターが負担します。

※詳しい内容は、下記までお問い合わせください。



まちづくりアドバイザーのご紹介(令和3年9月1日現在)

登録番号	氏名		勤務先 勤務先の名称	保有する専門資格										得意とする支援分野						
	漢字	ふりがな		博士	技術士 技術士補	RCCM	一級建築士	二級建築士	再開発コーディネーター	土地区画整理士	弁護士	公認会計士	税理士	その他	街の形づくり (国土交通省「まちづくり推進計画」) 国土交通省「まちづくり推進計画」 国土交通省「まちづくり推進計画」	ルールづくり (地区計画・建築協定 建築協定・緑化協定等)	安全安心なまちづくり (防災・防犯・パリアフリー・都市計画)	良好な住環境の保手 (改修・メンテナンス 等)	街なかの再生 (中心市街地活性化 地域の魅力づくり等)	交通環境の改善等
MA-2	井原 友建	いはら ともたけ	NPO法人 地域再生研究センター、(株)八州	●										●	●	●	●	●	●	●
MA-8	澤 一寛	さわ かずひろ	(株)日本カラーテクノロジー研究所											●	●		●	●		●
MA-12	芝崎 康子	しばさき やすこ	YASUKO SHIBASAKI一級建築士事務所				●									●	●	●	●	
MA-16	三宅 毅	みやけ つよし	(株)アーバン・プランニング研究所				●	●								●	●	●	●	
MA-19	横関 正人	よこぜき まさと	(有)ネオジオ				●						●			●	●	●	●	
MA-21	中塚 一	なかつか はじめ	(株)地域計画建築研究所 大阪事務所	●			●						●	●	●	●	●	●	●	●
MA-22	馬場 正哲	ばば まさあき	(株)地域計画建築研究所 大阪事務所	●			●	●					●	●	●	●	●	●	●	●
MA-23	嶋崎 雅嘉	しまさき まさよし	(株)地域計画建築研究所 大阪事務所	●									●	●	●	●	●	●	●	●
MA-25	坂井 信行	さかい のぶゆき	(株)地域計画建築研究所 大阪事務所	●			●						●	●	●	●	●	●	●	●
MA-28	井戸田 精一	いのだ せいいち	(株)SDI イドタセイイチ アトリエ				●						●	●	●	●	●	●	●	
MA-30	渡邊 寿之	わたなべ ひさし	(株)都市計画・設計研究所	●			●	●					●	●	●	●	●	●	●	●
MA-34	石本 幸良	いしもと ゆきよし	京・まち・ねっと	●			●						●	●	●	●	●	●	●	●
MA-36	横山 あおい	よこやま あおい	(有)エイライン	●			●						●	●	●	●	●	●	●	●
MA-39	太田 隆司	おおた たかし	(株)アーバンリパース				●						●	●	●	●	●	●	●	●
MA-40	渡辺 一郎	わたなべ いちろう	1級建築士事務所「VOL.I」				●						●	●	●	●	●	●	●	●
MA-41	松下 典央	まつした のりお	(株)昭和設計				●						●	●	●	●	●	●	●	●
MA-44	原田 辰哉	はらだ たつや	イデアール・スタジオ				●						●	●	●	●	●	●	●	●

募集中 ※当センターでは、府内のまちづくり全般に関するまちづくりアドバイザーを募集しています。



市町村道路施設点検等支援事業

支援の概要

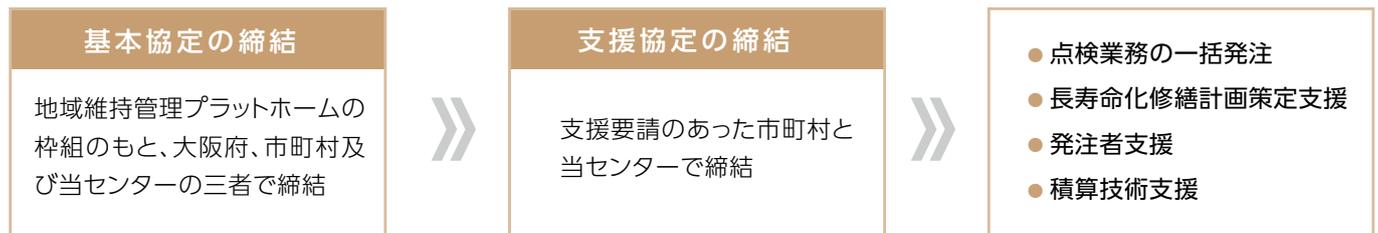
今後、橋梁等の道路構造物が急速に老朽化していくことを踏まえ、国土交通省は、平成26年に道路法施行規則を改正し、道路管理者に対し橋梁・トンネル等の道路施設について、5年に1回の近接目視による定期点検を義務化しました。

しかし、点検のための職員数や技術力の不足といった課題を抱えた市町村があります。

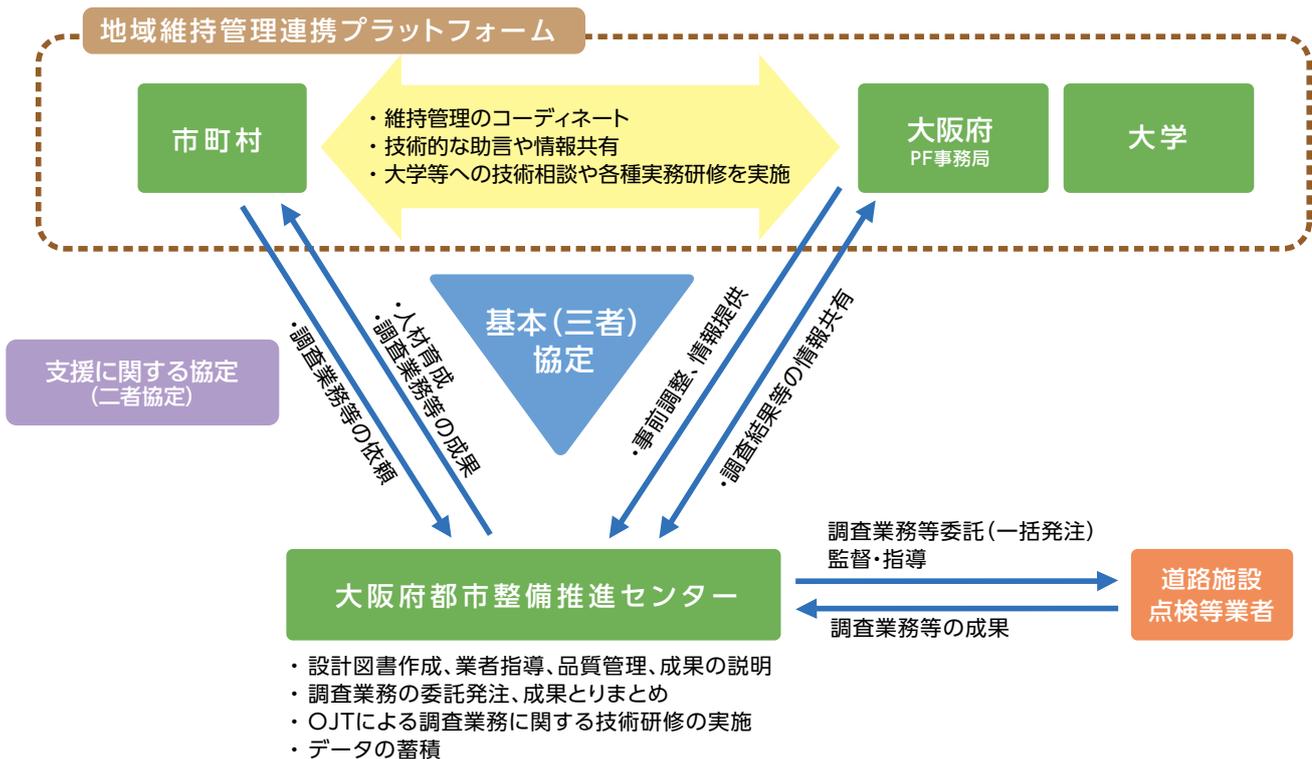
そこで、当センターでは大阪府が取り組む地域維持管理連携プラットフォームを通じて、課題を抱えた市町村からの支援要請に基づき、次のような業務を実施しています。

- 橋梁・トンネル等の道路施設点検業務
- 点検結果に基づき策定する橋梁長寿命化修繕計画策定業務
- 道路施設点検を教材とした、市町村技術職員対象の技術研修
- 市町村が発注した設計業務において、受注者との打合せに同席して助言などを行う発注者支援業務
- 市町村が発注を予定している橋梁補修等工事の積算技術支援業務

支援の流れ

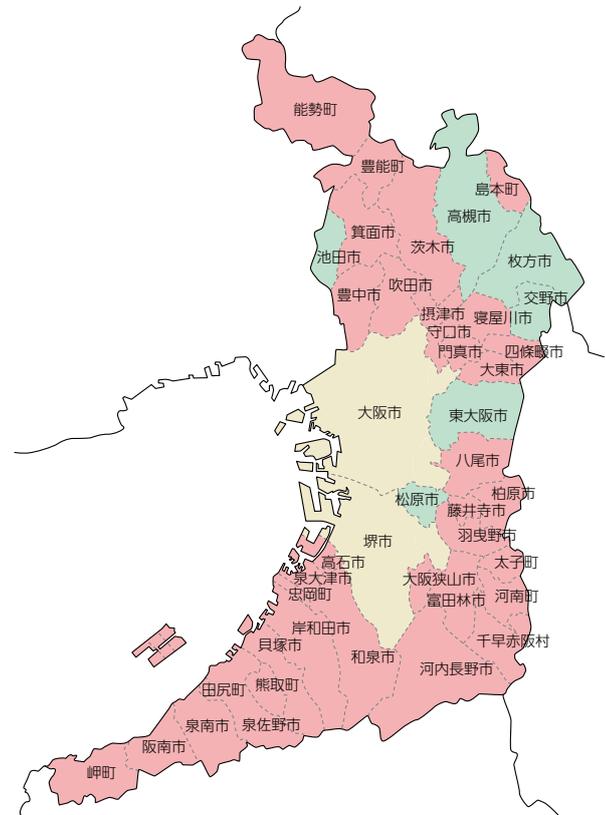


地域維持管理連携プラットフォームとの関係図



支援の実績

■ 基本協定締結自治体 令和3年9月1日現在



■ 点検橋梁数

		自治体数	橋梁数
法定点検 1巡目	平成27年度	4	62
	平成28年度	15	460
	平成29年度	24	1,534
	平成30年度	19	766
法定点検 2巡目	令和元年度	18	338
	令和2年度	15	402

- 協定締結(35団体)
- 政令市(2団体)
- 協定未締結(6団体)

令和3年度 技術支援計画

令和3年度は、道路施設点検5年周期2巡目の3年目になり、当センターにおいても引き続き、大阪府都市基盤施設維持管理データベースシステムなどの活用を図りながら、同一視点による診断結果の整合をとるとともに市町村の人的技術的支援に資するよう取り組みます。

支援内容

- ①道路施設(橋梁、トンネル、コンクリート構造物、道路付属物)定期点検業務
- ②橋梁長寿命化修繕計画策定業務
- ③積算技術支援業務
- ④橋梁点検研修(下記参照)

開催予定日	研修会名	研修内容	コース	予定人員
8月30日	橋梁点検研修(第1段階) 「橋梁(鋼橋)維持補修 及び橋梁等点検研修」	①鋼橋塗装の現状と長寿命化への取り組み ②橋梁点検手法と診断のポイント ③橋梁点検情報	午後	30
10月予定	橋梁点検研修(第2段階) 「橋梁等点検実地研修」	①橋梁点検新技術紹介 ②体験型研修	午後	30
1月26日	橋梁点検研修(第3段階) 「橋梁点検及び長寿命化」	①橋梁点検結果に基づく診断方法 ②橋梁長寿命化修繕計画における劣化曲線	午後	30

お問い合わせ先 市町村技術支援課 まで



市町村職員技術研修会

当センターでは、平成20年度から「府内市町村技術職員」向けの研修会を開催しています。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により年間計画8講座の内、後半の4講座のみの開催となりましたが、令和3年度は、感染症対策を万全にし、下表のとおり8講座を実施しております。

内容につきましては、受講者アンケートにより、受講希望の多い新たな講座も加えています。また、今年度より当センターのホームページから各市町村研修担当者が研修受講申込を行うことができるようになりました。



令和3年度市町村職員技術研修会 年間実施計画表

番号	開催予定日	研修会名	研修内容	コース	予定人員
1	5月24日	土砂災害に気をつけよう! 「土砂災害防止の入門講座」	①土砂災害とその対策 ②大阪地質と土砂防災	午後	50
2	7月1日	災害に備えよう 「災害復旧・災害査定研修」	①気象及び地震に関する防災知識 ②災害査定受験時の注意点	午後	50
3	7月7日	測量の基礎講座 「公共測量の基礎知識」	①公共測量におけるGNSS及びTS基準点の実際 ②公共測量成果品の品質確保	午後	50
4	8月3日	地盤調査の基礎講座 「地盤調査解説と支持力計算演習」	①地盤調査の基礎知識 ・近年の土砂災害 ②土質調査方法 ・土質定数の考え方と支持力計算 ③直接基礎 ・杭基礎の支持力計算演習	1日	50
5	8月23日	公園及び街路の樹木維持管理 及び土木施行管理	①樹木の維持管理 ②傷める樹木の診断治療・措置 ③土木施工管理	1日	50
6	9月7日	土木積算	①土木積算と積算演習	1日	50
7	10月21日	舗装の入門講座 「舗装の設計・施工・補修」	①アスファルト舗装の構造設計 ②アスファルト舗装の施工・施工管理 ③舗装の維持修繕と工法の選定	1日	50
8	9月15日 10月14日 11月10日	ドローン活用研修 「ドローンの基礎知識と操作」	①基礎学習(ドローン概要) 1日 ②体験学習(ドローン操作・ドローン飛行) 1日 ③体験学習(ドローン飛行・撮影・データ処理) 1日	3日	15

有料

ドローン研修 **有料** の紹介

全国の自治体において、まちづくりや社会インフラのメンテナンス等にドローンを活用した事例が多く見られるようになってきています。橋梁点検においても、ドローンを活用した新技術を採用する事例が見られるようになりました。

今後、市町村の現場においてもドローン活用が普及すると思われることから、市町村職員に向けた技術研修を企画しています。

●ドローン活用の事例

1. ドローン等による3次元測量
2. ドローン撮影による現場進捗管理
3. インフラ点検（橋梁点検等）への活用
4. ドローンによる河川管理パトロール
5. まちづくりコーディネート
（空撮映像による住民説明など）
6. 災害対策（被災状況の把握など）



ドローン飛行操作体験（貝塚ドローンフィールド）

●当センターによるドローン研修計画の概要

9月～11月の間、ドローンの基礎学習から操作・飛行体験までを、延べ3日間の研修として実施しております。

●研修参加資格市町村

当センターと市町村道路施設の維持管理業務の支援に関する協定を締結している市町村を優先に実施する予定です。

研修受講生の声です ～令和2年度研修より～

【橋梁（鋼橋）維持補修】研修



- 橋梁の基礎的な事柄について、わかりやすい研修であった。
- 特に塗装の有害物除去について参考になった。
- 他市町村の意見交換会等があればと思った。

【土木積算】研修



- 積算の演習問題が大変役立ちました。
- 普段の業務に直結する内容で、講師の方の経験も参考となった。
- 積算に至る諸条件等を図面から拾う研修がしたい。

【土木施工管理】研修



- 小規模自治体の土木工事にはあわないところもあったが大変勉強になった。
- 法令の所をもう少し聞いてみたかった。

【舗装の設計・施工・補修】入門講座



- 舗装の基礎知識について資料も分かりやすく十分理解できた。
- 分かりやすい資料と説明により、理解しやすかった。
- 演習時間をもう少し確保していただけたらと思います。

お問い合わせ先

市町村技術支援課 まで



阪南2区のまちづくり事業

阪南2区は岸和田市沖合300mに埋立造成中の人工島で、「人や環境にやさしい魅力ある都市づくりを図り、併せて地域の振興に役立てる」ことを目的とした大阪港湾局の事業（阪南港阪南2区整備事業）です。当センターでは、建設発生土（陸上建設残土と浚渫土砂）を有効活用（リサイクル）して用地を造成し、大阪港湾局に引き渡すとともに、緑豊かな水辺環境の創出、都市環境の改善等のまちづくりにも取り組んでいます。

阪南2区について

阪南2区の全体面積は約140haで、製造業（工場）用地と清掃工場（ごみ焼却場）用地[イメージ図では、橋梁（岸之浦大橋）を渡って右側]、保管施設（倉庫）用地と埠頭用地[同左側]、緑地[沖側の臨海緑地と右端の北側緑地（親水緑地）等]や干潟[右端の島の白色部]、マリナー用地[右端上部]等が計画されています。平成13年に岸之浦町と町名が付けられ、現在では全体面積の約44%、製造業用地100%、清掃工場用地100%、保管施設用地の約43%の造成が完了し、平成19年にはごみ焼却場が操業を開始しています。また、令和3年8月現在、製造業用地では26区画中24区画、保管施設用地では6区画全ての区画で企業の立地が決まり、その多くが操業しています。現在は、陸上建設残土による保管施設用地等の造成、浚渫土砂による緑地の造成を進めているところです。



阪南2区の将来イメージ図

建設発生土の受入れ

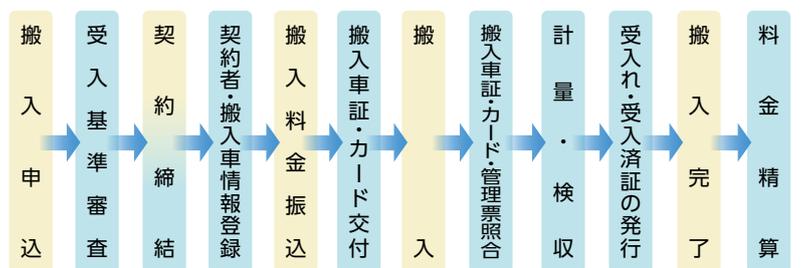
● 陸上建設残土

工場用地や倉庫用地等企业が立地する用地を造成するため、大阪府の泉州・南河内・東部大阪・大阪市（大阪市発注工事を除く）地域、和歌山県と奈良県の一部での公共工事から発生する陸上建設残土を受入れています。大阪府都市整備部の積算基準で「公共工事間流用の受入地」に位置づけられており、建設発生土のリサイクルに貢献しています。

受入れにあたっては、有害物質等を含む汚染土壌等の搬入防止のため、海洋汚染防止法や土壌汚染対策法等に準拠した物理・化学性状に係る受入基準を設定し、搬出量900m³以上又は工場や河川等での工事について、化学的性状の分析結果表の提出を求め、審査しています。それ以外の工事についても地歴を確認し、分析の必要性を判断しています。

受入業務では、適正な土砂運搬・搬入、受入れを確認するために、契約者・搬入車情報、料金振込、受入量等を一元管理するシステムを導入しており、搬入車の過積載の防止等にも役立っています。また、計量時及びダンプ（土砂下ろし）時には、検収員が目視で土砂の状態を確認し、受入基準に適合しているかを検査しています。

■ 受入業務の流れ



検収ブース（搬入量の計量、目視検査）

● 海域浚渫土砂

企業が立地しない北側緑地や浅場を造成するための材料として、大阪府が管理する港湾区域、漁港区域及び海岸保全区域内で発生する浚渫土砂を受入れています。浚渫土砂についても、海洋汚染防止法に準拠した受入基準を設けており、すべての浚渫工事について分析結果表の提出を求めています。受入れは、受入基準適合、工事計画（浚渫の場所、作業内容等）、搬入計画（搬入量、土運船隻数、ルート等）等を審査して契約を締結し、料金振込後に開始します。

当センターでは、警戒船の配備による航行安全対策、土運船通過時の水質汚濁防止膜の開閉、浚渫土砂投入場所の指示等を行うとともに、土運船航行中の土砂流出防止や安全航行等について指導しています。

● 河川浚渫土砂（令和3年度より受入れ開始）

海域浚渫土砂が、大阪湾内の海底土砂採取跡（窪地）の埋戻しに優先的に用いられているため、阪南2区への搬入量が低迷し、この傾向は今後も続くものとみられていました。一方、大阪市内河川の浚渫土砂については、搬出先となっていたフェニックス泉大津沖埋立処分場の受入可能量が少なくなり、新たな搬出先が求められていました。

大阪港湾局では、河川浚渫土砂の受入れができるよう、令和2年1月に阪南2区の公有水面埋立免許を変更しました。また、当センターでは、大阪府の河川管理者からの要請により、河川防災工事への協力並びに浚渫土砂搬入量を確保するため河川浚渫土砂の受入れを決め、受入区域を囲む「仮締切堤」を築造し、令和3年度より阪南2区内でセメント改良された河川浚渫土砂の受入れを開始しました。



仮締切堤

環境保全対策

■ 水質汚濁防止膜の設置

南北2箇所の護岸の開口部には水質汚濁防止膜を設置し、土砂の投入に伴う濁り等が周辺海域に流出しないようにしています。

■ 清掃・散水・泥落とし

陸上建設残土の搬入車の走行に伴うホコリ対策として、阪南2区周辺道路において定期的に清掃や散水を行っています。また、搬入車がダンピングした後に、水を貯めた「洗車ピット」を通過させ、タイヤに付着した土砂を除去しています。

■ 海域環境調査

埋立工事が周辺海域環境に及ぼす影響を監視するため、護岸の開口部付近における濁りの目視調査を毎日行うとともに、周辺海域の水質・底質や水生生物の調査を定期的実施しています。また、人工干潟（約5.4ha 一般の立入りは禁止）での魚類、甲殻類等水生生物、野鳥、植物等の調査を実施するとともに、地元岸和田市等の小学生を対象に見学会を開催しています。

■ 沿道環境調査

建設発生土の搬入車両が周辺環境に及ぼす影響を監視するため、阪南2区周辺沿道の騒音・振動・交通量等の調査を定期的実施しています。



緑豊かな水辺環境の創出（ミニエコブロックの設置）

北側緑地及びその周辺海域では、緑豊かな水辺環境の創出をめざして、自由に海に近づける砂浜や浅場等のある親水機能の高い緑地、海域生物の生息に適した磯場や水質浄化効果のある干潟が計画されており、現地実験や水質等のモニタリングを行いながら、より効果的な整備手法を検討することとしています。

その一環として、海域生物の生息の場となる海域生物蝸集装置*（仮称 ミニエコブロック）について、有識者の意見及び一般社団法人大阪湾環境再生研究・国際人材育成コンソーシアム・コアの協力を得ながら、設置水深、構造、内部装置、安定性等の検討を行い、令和2年度に仮締切堤の外側に4基を試験設置しました。今後は、設置箇所周辺での海域生物生息状況や水質の調査により、ミニエコブロックの効果や内部装置による変化を検証することとしています。



*側面が開口した1辺2mの立方体中空コンクリートブロックで、上部・内部に海域生物を誘引・逃げ隠れするための装置を配置



ミニエコブロック設置状況航空写真



鳥たちの国際空港・阪南2区人工干潟とその周辺

きしわだ自然資料館 風間 美穂 中村 進

令和2年12月現在のちきリア일랜드



きしわだ自然資料館では、平成28年4月から大阪府都市整備推進センターより委託を受け、毎月1回、阪南2区北側の人工干潟とその周辺で見られる鳥の種類や数、生息状況などの調査を行っています。干潟入口の門扉の向こうで双眼鏡や望遠鏡で覗いている者がいたら(図1)、この人たちは鳥の調査を行っているのだと認識していただければ幸いです。阪南2区では貝類や植物、魚類の調査も月1回行っていますが、鳥は大勢で近づくと逃げるので、それらとは別の日に行っています。この調査は、当館が行う前は平成16年から、日本野鳥の会大阪支部が担当されていました。今回は、野鳥の会および当館の調査結果をまとめてご紹介します。



図1

どんな鳥がいるのか

平成16年5月から令和3年3月までに阪南2区調査で確認した鳥は80種。現在、日本列島で確認されている鳥が633種とされているので、その約12%が阪南2区にやってきているということになります。確認した鳥のなかには、1年中阪南2区にいるトビ(図2)やカワウのほか、夏になると南方から渡ってきて秋になるとまた戻る、ツバメやコアジサシのような「夏鳥」。冬になると北方から来て春になると北の国に帰るカモメ類やカモ類、カンムリカイツブリ(図3)などの「冬鳥」。遠距離の渡りを行う途中、休息や栄養補給のために春と秋に立ち寄るオオソリハシシギ(図4)やトウネン(図5)などの「旅鳥」。台風

などのアクシデントに巻き込まれてやってきた「迷鳥」がいます。タイトルを「鳥たちの国際空港」としたのは、阪南2区人工干潟やその周辺が、海を越えてやってきた鳥たちの重要な休息地としての役割をあらゆる言葉として、適当であると考えたからです。

最近では、工場用地近くの緑地が整備されてきたこともあり、それまではあまり見られなかったツグミやモズ、ジョウビタキなど、緑の豊かな公園で見られるような鳥も確認されるようになりました。



図2 トビ



図3 カンムリカイツブリ



図4 オオソリハシシギ



図5 トウネン

よくいる鳥ベスト5

確認した鳥の数を数え始めた平成17年から15年間の調査では、50,087羽の鳥を確認しています。このうちもっとも多く見られたのは、スズガモ(図6)というカモのなかまで、これまでにのべ22,703羽を確認しています。これは、今までに確認した鳥全体の5割近くを占めます。この種は11月ごろ、阪南2区周辺の海域に飛来し、4月になるとシベリアなどに帰って繁殖します。大阪湾内には平林貯木場



図6 スズガモ

や淀川河口、神崎川河口など、スズガモの大群が見られる場所が何カ所かありますが、阪南2区は大阪湾のなかでもっとも南に位置する集団越冬地です。阪南2区周辺の波の静かな環境を好んでいるのでしょう。

次いで、1年中見られるカワウ(7,115羽)、夏から冬にかけて大阪湾に飛来する中型カモメのウミネコ(5,107羽)、冬に飛来する小型カモメのユリカモメ(3,314羽)、春と冬に大きな群れで飛来するハマシギ(2,227羽)がこれまでに見られた鳥ベスト5です。これら5種で、今まで見られた鳥の8割を占めます。これらの鳥のうち、大型の鳥であるカワウやウミネコ、ユリカモメは、双眼鏡がなくても見ることができる鳥です。機会がありましたら、ぜひ外を見て探してみてください。

こんな鳥もやってきていた

一方で、平成16年からの調査中数度しか確認されていない鳥もいます。そのなかのひとつが、国指定天然記念物のコクガン(カモ科)で、平成22年1月と3月、平成24年11月に確認されています。いずれも1羽での確認で、観察された方によると、アオサなどの海藻を盛んに食べていたそうです。

平成28年5月には、ミズナギドリ(図7)のなかま、ハシボソミズナギドリ(図7)の群を確認しました。この鳥は、タスマニア島などのオーストラリア南東部からベーリング海までの約3万キロを往復するという、鳥のなかでもっとも長距離の渡りをする種としても知られています。通常は外洋を通るので、大阪湾のよう

な内湾にはあまり入ってきませんが、年によっては黒潮の蛇行や、外洋が荒れた影響か、群れが岸近くに寄ってくる場合があるようです。岸和田で、このような都市近郊の埋立地



図7 ハシボソミズナギドリ

だから、そんなに珍しい鳥は見られないと思われるかもしれませんが、案外、いろいろいるものです。

令和3年の大発見・アラスカからやってきたハマシギ

最後に、最近の大発見をひとつ紹介します。今年、令和3年1月と2月の調査で、脚にこのような足環とフラッグを装着したハマシギ(図8)を1羽確認しました。このフラッグは世界全体で行っている「鳥類標識調査(バンディング)」により装着されたもので、鳥を個別に識別できるよう、記号や番号がついた標識



図8 フラッグつきハマシギ

(足環)やフラッグを鳥につけて放し、その後回収された場所を記録することによって鳥の移動や寿命について正確な知識を得るという調査方法です。現在も、各国の標識センターがお互いに連絡をとってデータの交換をおこない、渡り経路などの解明につながっています。日本では、環境省が山階鳥類研究所に委託して調査を行っています。このハマシギは、平成11年から行っている日米ハマシギ調査で装着されたもので、アメリカのアラスカ州で放鳥されたもののひとつかと考えられていますが、現在、山階鳥類研究所に詳細な放鳥記録について問い合わせしているところです。

おわりに

今後も、阪南2区人工干潟での鳥の調査は続きます。17年目にもまた、これまで同様、新しい発見があると思われます。みなさまも何か気になる鳥や、その他生き物がいましたら、

ぜひ、きしわだ自然資料館(072-423-8100)までお問い合わせください。



大阪北摂霊園

大阪北摂霊園の概要

大阪北摂霊園の開園は昭和48年、総面積約98.3ヘクタール、北摂山系の南側に位置し、豊能町、箕面市、茨木市にまたがる大型公園墓地です。戦後の高度成長期に東京オリンピックや大阪万博が成功を収める一方で、急激な都市化現象に対処して千里ニュータウンが開発されました。その最終段階を迎えるなか、北大阪地域の墓地需要に応えるため、大阪府に

より整備されました。

それから半世紀、生活スタイルや価値観の変化とともに墓地へのニーズも大きく様変わりしてきました。これからのお墓のあり方を検討し、関西初となるドイツ型樹木葬が令和3年6月に誕生しました。

所在地 豊能郡豊能町高山、箕面市粟生間谷、茨木市泉原にまたがる地域

面積 約98.3ヘクタール(983,497㎡)

アクセス 阪急千里線「北千里駅」下車、阪急バスで約55分

北大阪急行及び大阪モノレール「千里中央駅」下車、阪急バスで約45分

車利用の場合 ●千里ICから約30分 ●梅田から約60分 ●箕面とどろみICから約15分
(新御堂筋利用)

区画数 24,623区画

区画の大きさ 2㎡から30㎡まで

種類 一般墓所、芝生墓所、階段墓所、合葬式墓地、北摂の小さなお墓、樹木葬墓地

一般墓所



平地にレイアウトした純和風の一般様式。樹木などにより、各区画の雰囲気、印象はさまざま。

芝生墓所



ゆるやかな傾斜に洋風のイメージを演出し、ゆとりある空間を生みだしています。

階段墓所



丘陵の地形をそのまま生かし、遠景までも見晴らせる景色豊かなスペースです。

北摂の小さなお墓



北摂の小さなお墓は、墓じまい・承継者不要のお墓です。30年の使用期間終了後は、当霊園が合葬式墓地へご遺骨を移し永代に管理いたしますので、将来の不安がなく安心してお申し込みいただけます。費用は最初の契約時のみ、その後の追加費用はありません。墓石は自由にお選びいただけます。

合葬式墓地



合葬式墓地とは、大型埋蔵施設に、皆さまのご遺骨を一緒に収める形式のお墓です。当霊園が永代に亘り管理を行うため、お墓の建立や管理及び承継者を必要とせず、单身の方や承継者のおられない方も安心してご利用いただけます。



北摂の樹木葬「木もれびと星の里」を開設

霊園の表玄関にほど近くの総面積6,500㎡、墓標となる約220本の樹木と2,000体の埋蔵区画を設けた樹木葬墓地を令和3年6月6日に開設しました。現地見学会を経て、多くのお申し込みがあり、木だちタイプの募集樹木35本は、すべて契約をいただきました。

「自然に還っていく感じが良い」、「お墓らしくないところがよい」などの反響があり、次回を待ち望む声も強く、令和3年10月に新規エリアの募集を開始することとなりました。

ドイツ型の樹木葬は、郊外の森を利用し、木々をそのまま墓標としその根元にご遺骨を埋蔵し、森林がそのままお墓になるのが特徴です。ドイツ型樹木葬に倣い、樹木が墓標となり、「いのち」が潰れても森の一部となって木もれびのように優しく家族を見守る、それぞれの生き方のちがいもいつかは天の川の星々のようになることを願いました。

「人も自然の一つにすぎず、その自然が地球の一部で、地球もまた星々の一つ」と、そんな繋がりに思いを馳せて「木もれびと星の里」と名付けました。

約100年間は、家族や子孫がお墓参りをできるように管理し、その後は、本来の原生林に向けて埋蔵されたご遺骨と共に森へと還っていきます。



木を墓標として利用するタイプ 木だち・木もれび

■ 木だち (占用型)

好きな樹木を選び、その根元の周りの埋蔵場所を1家族でお使いいただくご契約になります。

■ 木もれび (共用型)

好きな樹木を選び、その根元の周りの埋蔵場所を個人でお使いいただくご契約となります。1本の樹木には複数の埋蔵場所があるため他の人と隣合わせになります。夫婦や家族で隣同士の場所を指定して契約することもできます。

森全体がひとつのお墓になるタイプ 天の川

■ 天の川 (集合型)

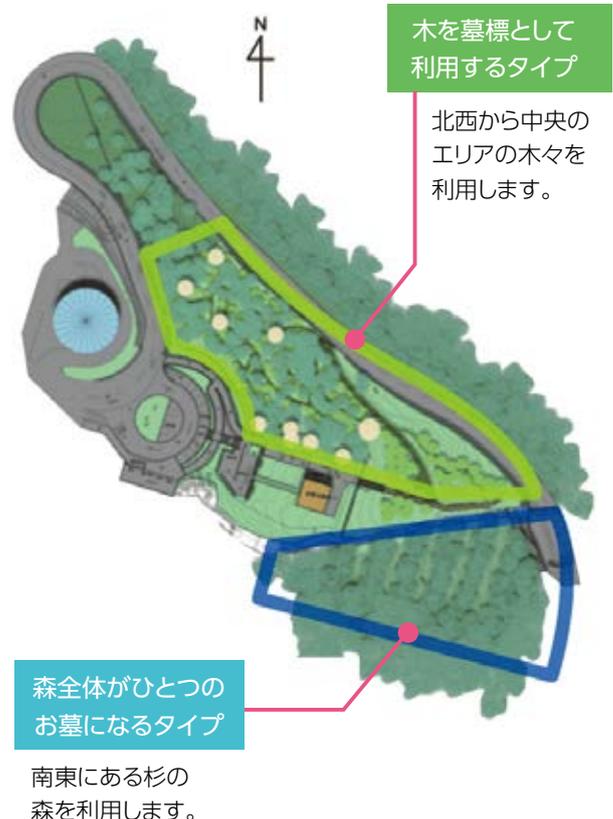
森の中の集合墓で個人用の樹木葬です。埋蔵場所を特定することはできません。エリア内の区画に順番に埋蔵していきます。区画の大きさは0.6m×0.6mです。

詳しくはこちらから

<https://reien.toshiseibi.org/>



■ 全体図

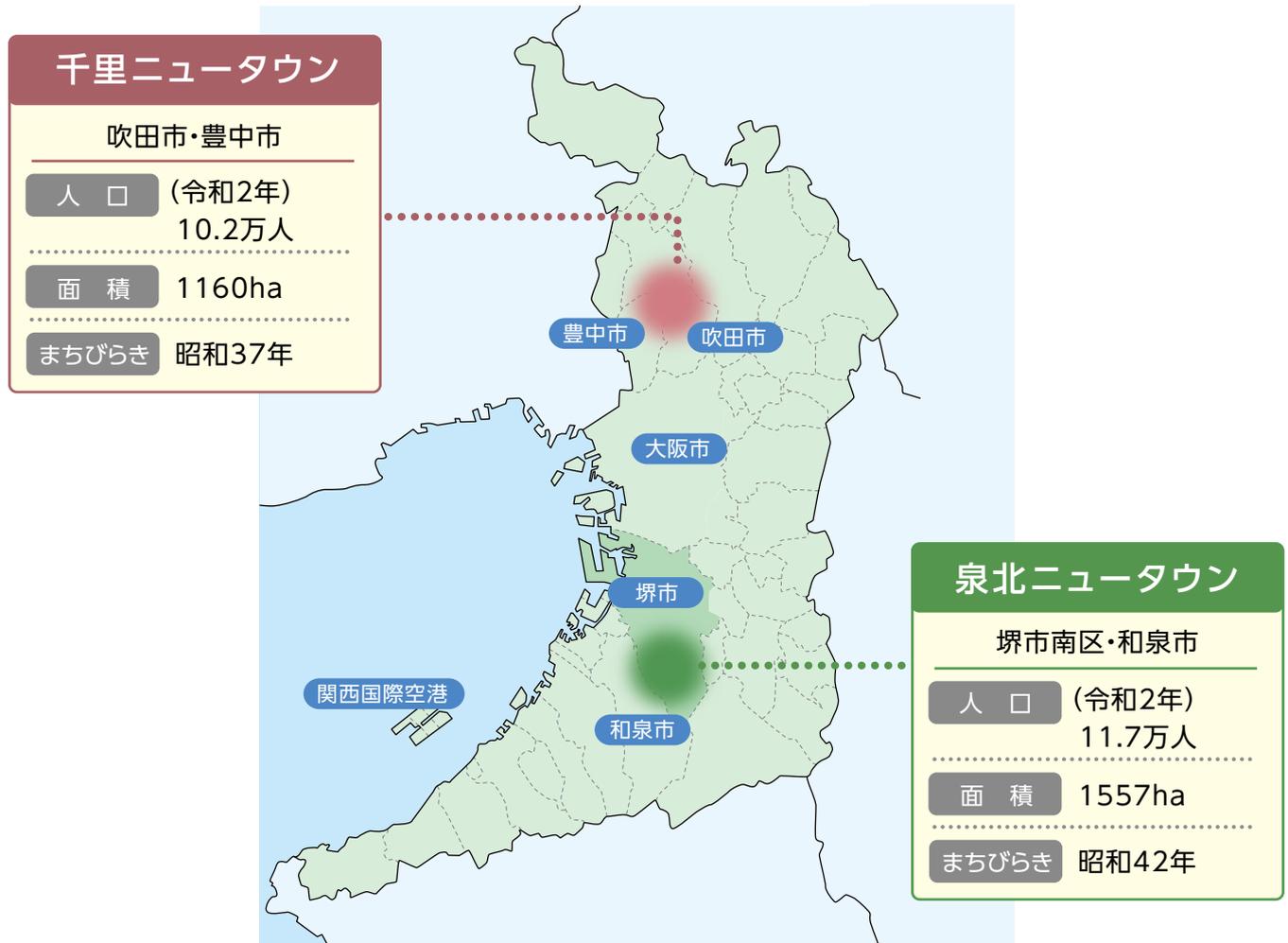




千里・泉北ニュータウン 生活利便施設の管理

はじめに

千里ニュータウン及び泉北ニュータウンの住区ごとに配置された「近隣センター」と広域的な拠点である「地区センター」の適切な管理運営等を通じて、居住者の安心と利便性の高い生活の実現に取り組んでいます。



近隣住区論によるまちづくり

千里・泉北ニュータウンは、欧米のニュータウンをモデルに「近隣住区論」に基づいて、道路・鉄道・公園・学校・商店等が計画的に配置されています。

徒歩圏である面積60～100ha、戸数2,500～3,500戸の「住区」ごとに、居住者の日常生活に必要なサービスを提供する商店や集会所、交番、郵便局などを設けた「近隣センター」(都市計画法上:近隣商業地域)を整備するとともに、主要な駅前に、商業施設や公的サービス施設を設けた広域拠点の「地区センター」(都市計画法上:商業地域)を整備しています。



豊中市 千里中央地区センター



堺市南区 高倉台近隣センター

①千里北センタービル(ディオス北千里1番館)の運営

商業施設「ディオス(dios)北千里」の敷地及び千里北センタービル(ディオス北千里1館)を所有し、テナント賃貸、貸会議室の運営等を行っています。

〈テナント事業〉 店舗(15)、事務所(5)、公共公益施設
〈貸会議室〉 8室



ディオス北千里1番館(テナントの様子)



貸会議室「パフォーマンスホール」

②千里北地区センターの再開発

昭和42年の開設後、平成6年に「ディオス北千里」としてリニューアルオープンしましたが、施設の老朽化や商業環境の厳しさなどに対応していく必要があります。

現在、吹田市策定の「北千里駅周辺活性化ビジョン」を踏まえ、当地区の活性化に向けた取組みに参画しており、地権者で構成する「地権者協議会」が吹田市とともに、再開発事業の具体化に向けた検討・協議を進めています。



千里北地区センター 全景

①当センターが管理する近隣センター

当センターは、10か所の近隣センターの「オープンスペース*」等の管理運営を行い、地元市・事業者等と連携し、利便性の高い施設運営等を進めています。

*当センターが所有する公共通路や緑地・広場、駐車場等を「オープンスペース」と呼んでいます。

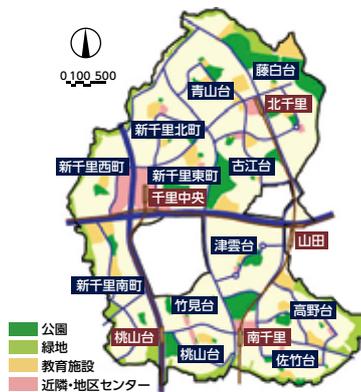
②オープンスペースの地元市への引継ぎ

近隣センターの管理は、まちづくりの主体である地元市が担うことが望ましいことから、堺、吹田、豊中市との間で無償譲渡に関する「協定書」を締結しています。

協議の整った近隣センターから引継ぎを進めており、残る10か所は令和7年度までの引継ぎをめざしています。

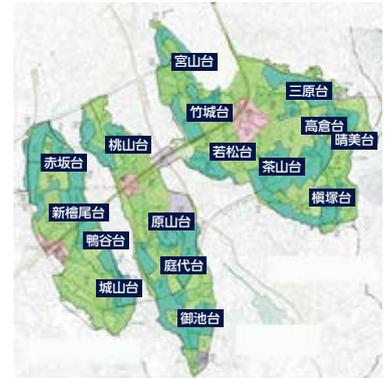
千里ニュータウン

12か所(吹田市域8、豊中市域4)



泉北ニュータウン

16か所(全て堺市域)



〔千里ニュータウン〕

- ・吹田市：5か所(青山台・佐竹台・高野台・津雲台・古江台) ※市と協議中
- ・豊中市：3か所(新千里北町・西町・南町) ※市と引継ぎ時期について協議・調整中

〔泉北ニュータウン〕

- ・堺市：2か所(庭代台・桃山台) ※市に令和3年度中に引き継ぐ予定

近年引継ぎを行った近隣センター

〔千里ニュータウン〕

- ・吹田市：竹見台、桃山台(令和2年4月1日)

〔泉北ニュータウン〕

- ・堺市：宮山台、槇塚台(令和3年4月1日)

～地元市が引き継いで再生・活性化が進められている近隣センター(例)～



吹田市 桃山台
令和2年10月31日 再開発準備組合設立



豊中市 新千里東町
東地区 令和3年3月末 再開発工事完了



堺市南区 槇塚台
令和3年3月19日 アーケード改修工事完了





公共空間を生かした駐車場のご紹介

当センターは、河川敷や高架道路下の公共空間の有効活用を図り、周辺の駐車需要への対応や自動車交通等の利便性の向上等をめざし、自動車及び自動2輪車の駐車場を整備し、良質な管理運営を行っています。

利用者に安全・安心で使いやすい駐車場として満足していただけるよう、施設整備やサービスの改善・向上に努めています。

時間制駐車場一覧

地区	駐車場名	所在地	備考
大阪市内	中之島	大阪市北区中之島3丁目	バイク枠有り
	天満八軒家	大阪市中央区北浜東1-2	バイク枠有り
	中野	大阪市都島区中野町5丁目	

※天満八軒家では回数券、プリペイドカードを販売しています
※一条通西駐車場は、回数券を販売しています



地区	駐車場名	所在地	備考
大阪市外	江坂	吹田市江坂町2丁目	バイク枠有り
	江坂南	吹田市江の木町1番1	バイク枠有り
	一条通西	堺市堺区中安井町3丁目	
	三島	摂津市三島3丁目2	
	寺川北	大東市寺川3丁目1番	
	寺川南	大東市寺川1丁目1番	
	豊田	堺市南区桃山台1丁目	
	蛸池	豊中市蛸池東町4丁目	

月極駐車場一覧

地区	駐車場名	所在地	備考
大阪北部	上新田	豊中市上新田1丁目	
	江坂A	吹田市江坂町2丁目	
	砂子谷	吹田市桃山台5丁目1番	バイク枠有り
	下田部	高槻市登町	バイク枠有り
	三島	摂津市三島3丁目2	バイク枠のみ
	岸部北	吹田市岸部北3丁目	
大阪東部	石切南	東大阪市石切町7丁目	バイク枠有り
	太子田	大東市太子田2丁目	バイク枠有り
	北中振	枚方市北中振3丁目	

地区	駐車場名	所在地	備考
大阪市内	中野	大阪市都島区中野町5丁目	バイク枠有り
	佃	大阪市西淀川区佃1丁目	
	大野	大阪市西淀川区大野3丁目	バイク枠有り
	北堀江	大阪市西区北堀江4丁目	バイク枠有り
	天満八軒家	大阪市中央区北浜東1-2	
	一条通東	堺市堺区一条通	
大阪南部	三宝	堺市堺区神南辺町4丁目	バイク枠有り
	豊田	堺市南区桃山台1丁目	
	豊田東	堺市南区竹城台3丁目	バイク枠有り
	蛸池台	富田林市寺池台5丁目	

河川空間など

天満八軒家
駐車場



中野駐車場



北堀江駐車場



道路高架下など

太子田駐車場



豊田駐車場



蛸池駐車場



駐車場トピックス

月極駐車場が新たにOPEN!

吹田市岸部北三丁目に新たに月極駐車場「岸部北駐車場」を開設!

※駐車場料金、回数券・プリペイドカードのお買い求め、月極駐車場の詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

公共用地活用事業課 まで





まちづくりの輪

賛助会員のご紹介

当センターでは、密集市街地の防災性の向上を目的とした老朽建築物の建替え等の検討を支援するサポート助成など、各種支援を実施しています。これらの支援にご協力をいただいている賛助会員をご紹介します。

■ 賛助会員 (令和3年9月1日現在)

(順不同)

No	法人名	所在地	No	法人名	所在地
1	(株)NISSO 大阪支店	大阪市北区豊崎2-7-9	26	YASUKO・SHIBASAKI一級建築士事務所	神戸市中央区港島中町3-2-6
2	北近畿住建(株)	門真市末広町43-1	27	関西ビジネスインフォメーション(株)	大阪市北区中之島3-2-18
3	北野建設(株) 大阪支店	大阪市北区堂島1-2-5	28	光亜興産(株)	門真市末広町43-1
4	京阪電鉄不動産(株)	京都府京田辺市山手中央1-4	29	(株)まちづくり工房・晴	三田市三田町19-30
5	近藤建設工業(株) 大阪本部	大阪市中央区道修町2-6-7	30	日本都市技術(株) 関西支店	大阪市浪速区難波中1-12-5 6F
6	(株)シマ	大阪市浪速区難波中1-13-8	31	大和ハウス工業(株)	大阪市北区梅田3-3-5
7	清水建設(株) 関西支店	大阪市中央区本町3-5-7	32	サンヨーホームズ(株)	大阪市西区西本町1-4-1
8	大成建設(株) 関西支店	大阪市中央区南船場1-14-10	33	住友林業(株)	大阪市中央区城見1-2-27
9	大鉄工業(株)	大阪市淀川区西中島3-9-15	34	ミサワホーム近畿(株)	大阪市北区堂島2-2-2
10	(株)竹中工務店	大阪市中央区本町4-1-13	35	旭化成ホームズ(株)	大阪市北区中崎西2-4-12
11	南海辰村建設(株)	大阪市浪速区難波中3-5-19	36	(株)フォローウィンドコーポレーション	大阪市旭区太子橋1-16-16
12	フジ住宅(株)	岸和田市土生町1-4-23	37	アドバンス寝屋川マネジメント(株)	寝屋川市早子町23番2-217
13	丸信住宅(株)	寝屋川市萱島信和町14-1	38	(株)生方製作所	愛知県名古屋南区宝生町4-30
14	(株)長谷工コーポレーション	大阪市中央区平野町1-5-7	39	(株)リンテック21	東京都港区高輪4-1-18
15	(株)アール・アイ・エー大阪支社	大阪市北区堂山町3-3	40	(一社)近畿建設協会	大阪市中央区大手前1-7-31
16	(株)市浦ハウジング&プランニング大阪支店	大阪市北区西天満1-7-20	41	(一社)大阪府建築士事務所協会	大阪市中央区農人橋2-1-10
17	(株)エス・ジー都市経営	大阪市中央区釣鐘町1-1-1	42	(一財)大阪住宅センター	大阪市中央区南船場4-4-3
18	(株)URリンケージ	大阪市中央区城見1-2-27	43	(一社)大阪府宅地建物取引業協会	大阪市中央区船越町2-2-1
19	国際航業(株) 大阪支店	大阪市中央区南船場2-3-2	44	(一社)日本ツーバイフォー建築協会 関西支部	大阪市西区土佐堀1-1-23
20	(株)地域計画建築研究所大阪事務所	大阪市中央区今橋3-1-7	45	(一社)再開発コーディネーター協会	東京都港区芝2-3-3
21	(株)都市・計画・設計研究所	大阪市北区天満4-3-5	46	(公社)全日本不動産協会大阪府本部	大阪市中央区谷町1-3-26
22	(株)都市問題経営研究所	大阪市中央区瓦町4-8-4	47	(一社)日本木造住宅産業協会近畿支部	大阪市中央区城見1-2-27
23	(株)ユアデーコンサルタンツ	大阪市中央区本町4-7-4	48	(一社)不動産協会 関西支部	大阪市北区中之島3-2-18
24	(有)井上守建築事務所	大阪市東淀川区西淡路6-5-4-1107	49	(一社)プレハブ建築協会関西支部	大阪市中央区谷町1-3-5
25	(株)匠設計	大阪市淀川区宮原5-1-28			

募集中 ※当センターでは、密集市街地まちづくり活動支援にご協力いただける賛助会員を募集しています。

お問い合わせ先

まちづくり支援室 まで

公益財団法人 大阪府都市整備推進センターのご案内

■ 堺筋本町オフィス

〒541-0053 大阪府中央区本町1丁目8番12号(オーク堺筋本町ビル5階)

■総務部 TEL 06-6262-7711(代表) FAX 06-6262-7721

- 総務課
- 財務課

■都市整備事業部

- 都市整備事業課 TEL 06-6262-7712 FAX 06-6262-7722
- 市町村技術支援課 TEL 06-6262-7670 FAX 06-6262-7722

■まちづくり支援室 TEL 06-6262-7713 FAX 06-6262-7722

〒541-0052 大阪府中央区安土町1丁目6番14号(朝日生命辰野ビル2階)

■特定事業部

- 公共用地活用事業課 TEL 06-6262-7720 FAX 06-6121-2675



■ 阪南事業所

〒596-0016 岸和田市岸之浦町9番地

TEL 072-431-1793 FAX 072-431-1783



■ 北千里オフィス

〒565-0874 吹田市古江台4丁目119番(千里北センタービル3階)

■千里管理部 TEL 06-6871-3377(代表) FAX 06-6831-8580

- 千里管理課
- 霊園管理課 TEL 06-6871-0577 FAX 06-6871-3392

■千里事業部

- 千里事業課 TEL 06-6871-0391 FAX 06-6871-6036
- 近隣センター課 TEL 06-6871-5817 FAX 06-6871-6036
- 再開発事業課 TEL 06-6871-6030 FAX 06-6871-6036
- 営繕課 TEL 06-6871-0393 FAX 06-6871-6036



■ 霊園管理事務所(大阪北摂霊園)

〒563-0216 豊能郡豊能町高山235

TEL 072-739-0291-0292 FAX 072-739-1072

